

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月31日

徳島市監査委員 稲井 博
 同 藤原 晃
 同 岡南 均
 同 岸本 和代

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会
 (財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 所管部課 保健福祉部 保健福祉政策課、高齢福祉課
- 3 対象期間等 令和2年4月1日から11月30日までに執行した財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 4 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 徳島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
 - (2) 設立年月日 昭和44年6月12日
 - (3) 基本財産 3,000,000円
 - (4) 事務所 徳島市沖浜東2丁目16番地
 - (5) 職員数 53人(正規職員8人、臨時・嘱託・パート職員45人)
 - (6) 徳島市からの補助金

項目	予算額(令和2年度)	11月末現在収入済額
徳島市からの補助金	57,710,000円	56,904,000円
運営費市補助金	49,957,000円	49,957,000円
活動費市補助金	7,753,000円	6,947,000円

(7) 指定管理

- ア 施設名 徳島市加茂名デイサービスセンター
- イ 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- ウ 指定管理料 なし(管理経費は利用料金を充当)

第2 監査の実施期間

令和3年1月19日から3月26日まで

第3 監査の方法

財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

社会福祉法人徳島市社会福祉協議会における財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。